

高校社会問題史教授プランの開発
－単元「国際平和を考える－憲法解釈の歴史的変遷を通して」－

池野 篤男

広島大学教育学部

広島大学平和科学研究センター兼任研究員

安部 博貴 岡崎 誠司 小川真理子

小野 順子 小林 理映 藤瀬 泰司

宮兼和公子 宮崎 修子 三好 勝美

広島大学教育学研究科

Developing a Lesson Plan for Teaching Social Issues in History: Unit "The Relationship between International Peace and Article 9 of the Japanese Constitution: a Historical Perspective"

Norio IKENO

Faculty of Education, Hiroshima University

Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

Hirotaka ANBE, Seiji OKAZAKI, Mariko OGAWA,

Junko ONO, Rie KOBAYASHI, Taiji FUJISE,

Wakiko MIYAKANE, Shuko MIYAZAKI and Katsumi MIYOSHI

Graduate School for Education, Hiroshima University

SUMMARY

In this paper we explain and demonstrate the significance of teaching social issues in history.

For a long time, after the 1950s, lessons in high school social studies, or geography -history and civics have taken macro-society as their theme. They have not taught macro-society, but given instruction on events and phenomena in society. To improve the educational situation, we suggest developing a new lesson plan.

The objectives of this lesson plan are that students will be able to become familiar with the history of interpretation of Article 9 of the Japanese Constitution, to link this history with the substance- and value-conflict of the concept "peace" and to make a decision on future policies for contributing to international peace.

I はじめにーなぜ社会問題史教授かー

本小論の第一の目標は社会問題史教授の具体的な事例として「国際平和を考える」を提示することである。また、第二の目標はなぜこのような授業が必要なのかを説明することである。授業事例を提示する前に、第二の目標について簡潔に述べることにしよう。

高等学校段階では現在社会科は存在せず、地理歴史科と公民科に再編されている。この両教科は、すでに1950年代半ば以降の社会科において問題であったものを継承している。問題というものはマクロ社会を授業で取り上げることができない教育内容体系になっていることである。地理歴史科日本史においても公民科現代社会や政治・経済においても確かに近代や現代の日本社会を取り上げ、教授するように指示している。しかし、それは出来事や事象に細分してか、あるいは項目や概念に分割して取り上げるために、社会のマクロな次元を見えなくしている。

社会は個人の行為レベルのミクロ社会と、個人を超えた社会集団、地域社会などの社会システムレベルのマクロ社会に分けることができる。現在の高等学校地理歴史科の内容も公民科の内容もマクロ社会を大項目レベルで取り上げるが、実際の授業を規定する小項目レベルではミクロ社会でその内容を教授するものになっている。

日本史Bの第7大項目「現代の世界と日本」では第二次世界大戦後の日本の歴史を取り上げ、占領政策と諸改革、新憲法の成立、平和条約と独立、東西関係の推移、技術革新と経済の高度成長などの個別事象に細分して教えるように指示している。このような個別事象は誰がどのようにしたのかという個人の行為、個別の政策などとして示され、結局はミクロ社会の個別行為の連続として大項目のマクロ社会は教えられるのである。これでは実際の授業レベルではミクロ社会の個別行為を教えることになり、大項目のマクロ社会はお題目にはすぎないのである。

また、現代社会の第4大項目「現代の政治・経済と日本」は「地域社会の変化と住民の生活」、「国民福祉と政府の経済活動」、「日本国憲法と民主政治」、「民主社会の倫理」の四つの中項目に分割され、第3中項目「日本国憲法と民主政治」はさらに基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の

安全などに細分される。大項目が細分され、個別項目で教えられ、現代の政治というマクロレベルの社会は示されないのである。

マクロ社会は地理歴史科や公民科の科目の題目としては提示されているが、結局は教えられない。マクロ社会を教えるようにするためにには、二つの改善条件が必要である。第一の条件は教育内容となる社会において取り上げる内容の改善である。第二の条件は教育方法となる社会の作り方、分かり方の改善である。本小論では、第一の条件をマクロ社会の構造とその変動として、第二の条件を子どもたちによる構成として捉えることにしたい¹⁾。

このような改善のためには、まずマクロ社会を教えることを目標にするべきである。そのためには二つのアプローチが考えられる。第一のアプローチはマクロ社会の構造を解明することである。第二のアプローチはマクロ社会の政策を考察することである。第一のアプローチの教授は「探求」²⁾として構成され、第二のアプローチの教授は「意思決定」³⁾として構成される。本小論では第二のアプローチによるマクロ社会の教授を取り上げることにしたい。

マクロ社会の政策を考察することは、一定の基準にしたがって現実の社会を評価し、より望ましい社会の状態を作り出す価値的規範的認識を行うことである。このような認識を行うためには、社会問題を取り上げることが必要である。なぜなら、社会問題への対策を再構成しその対策を評価することで、るべき状態を考察することができるからである。社会問題を取り上げ、その問題を通して近代や現代の社会への政策を評価し、マクロ社会を見るように構成することが必要であろう。

社会問題は「社会構造的な根柢を持って発生し、それゆえその解決には社会構造の変革や社会制度の整備が必要となるような問題群」であり、「その解決過程には、政府による上からの政策的努力と、下からの社会運動とがともに関与する」ものである⁴⁾。社会問題は複数の考えにもとづいた対立した解決案を生み出す。社会問題は問題そのものよりも、問題の判断のちがいとそれにともなう解決案の対立なのである。対立は完全に正反対の価値の対立ではなく、ことなる価値にもとづいた判断や解決案の直交した対立なのである。

価値対立をともなった社会問題を取り上げると、社会の政策における社会の複数化、錯綜化を価値判断基準の対立として説明することができる。それは、特定の問

題に対する個々の価値基準にもとづいた判断と決定を「意思決定」の構造として構成するとともに、その構造を複数の対立として組織することである。

このような社会問題の教授構成のためには、さらに子どもたちが理解できる形に日常的な連続性として構成することが必要である。社会問題のマクロ社会における対立は、日常的なレベルにおける対立、ジレンマと論理的に連続した問題として提示し、その問題を多様な側面として構成する。たとえば、日常的ジレンマ状況を提示し、基本的な対立を確認し、つづき社会問題の事例を提示し、判断基準となる価値対立とともに、歴史的背景となる社会問題の歴史的展開を示して、社会的判断基準の対立を再認識させながら、客観的判断基準を作成させ、個々人による当該の社会問題に対する意思決定、判断を求め、判断根拠を正当化させる⁵⁾。このような構成によって、子どもたちが日常的ジレンマから連続して、マクロ社会の社会問題の対立構造、その判断基準の作成へと進むことができるのである。

現在の高等学校地理歴史科、公民科の改善すべき、教育内容レベルの社会のマクロ化、教育方法レベルの構成化は社会問題にもとづいたアプローチによって解決することができるであろう。以下ではその具体的な事例として単元「国際平和を考える」を提示することにする。

II 単元「国際平和を考える」の構成

本単元はこれまでの平和学習⁶⁾とはことなり、1970年代以降の平和研究が基本としている直接的暴力—構造的暴力、消極的平和—積極的平和という基本枠組みを用いて⁷⁾、日本の戦後の平和概念と憲法第9条解釈の変遷を整理し、国際貢献という社会問題において論争されている構造を明示化できるように、単元内容⁸⁾を組織している。

小単元①ではクラス内の差別的状態を構造的暴力状態として捉え、その解消として平和な状態であることが目指されるがしかし、暴力状態解消方法には暴力方法しか現在のところないというジレンマ状態があることを認識させる。小単元②では一国内の平和は憲法制定当時、非武装、戦争しない状態と捉えられ、日本の非武装状態という一国平和は各国の非武装化という世界平和の関連において捉えられていた

ことを認識させる。小単元③では冷戦下という国際状況の変化において自衛隊発足が社会問題となる論争を作り出したこと、典型事例として長沼ナイキ訴訟を取り上げその論争点を整理し、非武装による一国平和論と自衛武装による世界の勢力均衡化による世界平和論の対立を明確にする。小単元④では湾岸戦争を事例にして冷戦終結後の国際平和の新段階を認識し、PKO協力法の成立過程において戦争のない状態（物理的暴力のない状態）と生活を保障する状態（構造的平和の状態）の対立へ変化したことを捉える。小単元⑤では国際貢献策の類型化にしたがって憲法違反かどうかという憲法問題とその理由づけを検討し、平和に関する論争問題の論点を明らかにし、個々人にその判断を求める。

III 単元「国際平和を考える」の展開

1. 単元名 「国際平和を考える－憲法解釈の歴史的変遷を通して」

2. 単元目標

憲法第9条の解釈の歴史的な移り変わりを通して、その解釈を可能にした社会的背景を学習することによって平和概念の歴史的・社会性を説明でき、「憲法第9条を実際にどう解釈し、運用していくべきか」という問題を意識し、それに対して自分自身どのように対応すべきかを意思決定できる。

(1) 憲法解釈の歴史的変遷を認識する。

(2) 各小単元ごとに平和概念の価値対立を把握する。

- ・暴力には、人が直接手を下す直接的暴力と、人間の可能性を損なう構造的暴力がある。
- ・平和には、直接的暴力の存在しない状態の消極的平和と、構造的暴力の存在しない状態の積極的平和がある。

3. 単元計画 高等学校地理歴史科日本史、あるいは公民科現代社会 計5時間

小単元① クラスの平和

② 憲法第9条の理念

③ 冷戦と自衛隊

④ 冷戦終結後における国際平和

⑤ 現代における憲法の意味

4. 教授・学習過程

小单元① クラスの平和

	教師の指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
展	(1)本単元は「国際平和」について考える。そのために、まずあるクラスの出来事について示した資料を示す。		
	(2)資料1を配布し、読ませる。	T：配布する P：読む	
	(3)A君とF君たちとはどんな関係にあるのか？	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> • F君たちはA君を使い走りとして使っている。 • いじめや差別的な関係にある（このような状態を「構造的暴力」という）。
	(4)もしあなたがA君ならば、どんな気持ちになるか？	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> • 精神的苦痛を感じる。同級生なのに差別的な扱いをされ、疎外感を感じる。
	(5)この場合、クラスがどんな状態になれば平和だといえるか？	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> • 差別的な待遇が解消されることが平和である（このような平和を「積極的平和」という）と考えられる。
	(6)資料2を配布し、読ませる。	T：配布する P：読む	
	(7)OさんとMさんの行為は、クラスの平和を取り戻す手段として	T：発問する P：答える	<p>(多様な答え／解答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 正当でない。なぜなら、たとえ相

	正当であると考えられるか？それはなぜか？ ・どうしてF君がやられたのか？ ・OさんMさんの行動は正しいか？		手が差別的な行為を行なっていたとしても、暴力という手段で解決することはするべきではない。 ・正当である。最も有効で速効性のある手段であるから。相手に敗北感を与えて二度とこのような差別的な行為ができないようにさせることができる。
	(8)クラスに平和をもたらす手段として何が最も適切であったあなたは考えるか？それはなぜか？	T：発問する P：答える	・話し合いを行ない、意識改革をする。これによって学級環境が一人一人にとって快適なものになるが、ほとんど実現不可能である。
開	(9)話し合いによる意識改革が最も良い方法であるが、実現が困難ではないか？では有効な方法としてどんなものが考えられるか？	T：発問する P：答える	(多様な答え／解答例) ・A君を地道に慰める。 ・中立的な立場の教師に、クラスの平和について説教してもらう。 ・F君にお目付け役をつける。 ・F君に注意する。
	(10)クラスに平和をもたらす手段を表にまとめよう。その際、F君が暴力行為を起こすケースも想定しなさい。 また、それぞれのケースの問題点もあわせてまとめなさい。	T：発問する P：答える T：表にまとめる	・(表1、参照)

表1 クラスの平和をもたらす手段の問題点

F君	O、Mさん、自分	問題点
(暴力)	(暴力)	(目的は達成されるが、手段が不適切であ

<ul style="list-style-type: none"> 明らかにA君をいじめる A君に暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> F君をトイレに連れ込み、腕づくりでいじめをやめさせる など 	<p>(手段は適切であるが、目的が達成されにくい)</p> <ul style="list-style-type: none"> F君によるいじめはなくなり、クラスには暴力のない平和な状態がもたらされる。しかし自分たちも暴力行為をしたということによって、自己矛盾的な解決法であるといえる
(暴力) <ul style="list-style-type: none"> 明らかにA君をいじめる A君に暴力をふるう 	(非暴力) <ul style="list-style-type: none"> F君に注意する A君を慰める など 	<p>(手段は適切であるが、目的が達成されにくい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非暴力的な態度でF君の暴力行為をなくし、クラスに平和をもたらそうとする行為は望ましい。しかし手段に有効性が欠けており、F君が心を入れ替えクラスが平和になる確率は低い。
(非暴力) <ul style="list-style-type: none"> A君をばしりとして使う 	(暴力) <ul style="list-style-type: none"> F君をトイレに連れ込み、腕づくりでいじめをやめさせる など 	<p>(目的は達成されるが、手段が不適切である)</p> <ul style="list-style-type: none"> F君のいじめを黙認するというクラスの構造を問題とし、それを解消しようとする目的は望ましい。しかし暴力でそれを解消しようとするのは許されない。暴力をなくすのに暴力を使ってしまっては、クラスに本当の平和をもたらすことにはならない。
(非暴力) <ul style="list-style-type: none"> A君をばしりとして使う 	(非暴力) <ul style="list-style-type: none"> 先生に説教してもらう クラスで話し合う など 	<p>(目的も手段も適切である)</p> <ul style="list-style-type: none"> F君のいじめを黙認するというクラスの構造を問題とし、それを解消しようとする目的は望ましく、またその手段も適切である。しかし実際には、実行に移して効果を上げることは困難である。

(1) 4つのケースからクラスの平和をもたらす手段はどのようなものか？またその手段はどんな問題点をもっているのか？		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスの平和をもたらす有効な方法は暴力的な手段であり、非暴力的な手段では平和をもたらすことができない。 ・その理由は暴力には暴力を用いるしかないから。 ・このような暴力対暴力がよいとは思わない。別 の方法を用いるべきである。
---	--	---

小単元② 憲法第9条の理念

	教師の指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
導入	(1)前時はクラスの平和について考えた。本時は国の平和について考えるために、憲法ができた當時、平和はどのように考えられていたのか考えよう。	T：配布する	
	(2)資料3を提示し、読ませる。	P：読む	
	(3)憲法において、何がめざされていいるか？	T：発問する P：答える	・国際平和
	(4)これに対して日本は何をすると憲法には規定されているか？	T：発問する P：答える	・戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認。
	(5)なぜこのような憲法規定ができるのか考えてみよう。		
	(1)資料4を提示し、読ませ、事実を確認する。	T：配布する P：読む	
	(2)日本国憲法はどのような経緯で作成されたのか？	T：発問する P：答える	・ファシズムによる侵略という第二

			次世界大戦の反省により、ポツダム宣言の受諾を直接的な起因として生まれた。
展	(3)資料 5 を提示し、読ませる。 (4)ポツダム宣言の内容はどのようなものか？	T : 配布する P : 読む T : 発問する P : 答える	
	(5)資料 6, 7 を提示し、読ませる。 (6)ポツダム宣言の内容の実現に対して、連合国からどのような提案がなされたか？	T : 配布する P : 読む T : 発問する P : 答える	・日本の無条件降伏、日本の軍国主義駆逐、武装解除、領土の限定、民主主義化。
			・ソ連、ニュージーランド、オーストラリアからは軍国主義の根源である天皇制の廃止を、アメリカ側からは戦争の放棄、戦力不保持、交戦権の否認が提案された。ただ、アメリカは天皇制存続を日本の民主主義に必要なものととらえていた。
開	(7)資料 8 を配布し、読ませる。 (8)日本国憲法の制定に対し、日本政府はどのような意図をもっていたか？ (9)このような状況下で、日本はどのような決断を迫られたか？	T : 配布する P : 読む T : 発問する P : 答える T : 発問する P : 答える	・「國体護持」を前提とした憲法を作成することであり、「軍隊」に関しては意識されていなかった。 ・敗戦のため無条件降伏状況のもと、天皇制の存続のために戦争放

	(10)資料9を提示する。 (11)この憲法第9条に関して、日本国民はどのような反応を示したか？	T：配布する T：発問する P：答える	棄、軍備をもたない非武装を憲法のなかに取り入れざるをえなかつた。 ・終戦直後ということもあって、その決断を国民は歓迎し、これによって平和が訪れると考えた。
終結	(1)以上のことから、憲法制定当時において「平和」とはどのようなものととらえられていたか？	T：発問する P：答える	・憲法制定当時は、「平和」とは「非武装」であるととらえられていた。各国の非武装が実現すると侵略戦争が起こらず（世界全体の平和）、日本も戦争という状態にならない（一国の平和）と考えられていた。

小単元③ 冷戦と自衛隊

	教師の指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
導入	(1)資料10を提示、読ませ、憲法制定以降の憲法第9条解釈の変化を説明する。	T：配布する P：読む T：説明する	・1946年吉田茂首相は、憲法第9条に関し「自衛権の発動としての戦争も、交戦権も放棄した」と述べた。しかしその憲法解釈とは裏腹に、日本は自衛隊という形で戦後「再軍備化」を図ってきた。
	(2)資料11を提示し、読ませ、事実を確認する。	T：配布する P：読む	・重要な事実として、1950年警察予備隊設置、1952年保安隊に改組、

			1954年防衛庁・自衛隊発足。
入	(3)吉田首相によれば、自衛のための戦力保持も日本国憲法は禁じている。なぜ自衛隊という組織が誕生し今日まで存続しているのか？	T：発問する P：答える	・自衛隊発足・発展は、東アジアにおける冷戦の激化という国際社会の状況を、反映していた。核戦争の危機を常に内包する冷戦下では戦争が起き両陣営が自滅しないために、両陣営の勢力を均衡に保つしかない。世界平和が勢力均衡によってしか守られない状況の中で、日本はアメリカとの結びつきを強め、軍事力の増強に努めた。その結果が自衛隊発足である。
	(4)冷戦下で自衛隊ができて以降、平和についてどのように考えられてきたのかを考えてみよう。		
展	(1)資料11を提示し、読ませる。	T：配布する P：読む	
	(2)長沼ナイキ訴訟の判決、または訴訟に対する社会的な反響を概観して何が最も大きな論点になった裁判であったのか？	T：発問する P：答える	・裁判は平和的生存権や訴えの利点をめぐって行なわれたが、その最大の論点は自衛隊を合憲、違憲のどちらで判断するのかというものであり、当時の知識人やジャーナリストの関心もここに絞られた。
展	(3)論争点を第一審、第二審、第三審ごとに整理する。 ・住民側の主張の中心は何か？	T：発問する P：答える	・保安林解除の目的はナイキ基地設置であり、それはまた平和的生存権の侵害を引き起こすものであ

	<ul style="list-style-type: none"> ・国側の主張の中心は何か？ ・対立点は何か？ <p>(4)第一審では、自衛隊と憲法第9条に関してどのような判決が下されたのか？それはなぜか？</p>	T：発問する P：答える	<p>る。自衛隊は戦力にあたり違憲である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛のための最小限の組織は憲法でも認められている。 ・自衛隊は合憲か違憲か。
開	<p>(5)第二審では、自衛隊と憲法第9条に関してどのような判決が下されたのか？それはなぜか？</p>	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・第一審では、自衛隊は違憲であるという判決を下した。第9条は自衛権を放棄していないが自衛隊は憲法の規定する軍隊に相当するという忠実な憲法解釈に基づいている。 ・第二審では、自衛隊の合憲性については明確な判断は下されず回避された。日本がどのような防衛姿勢をとるかは高度の政治判断をする国の政策決定であり、自衛隊が一見違憲とはいえない以上、裁判所が判断することではなく、行政、立法、ひいては国民の政治判断に委ねられるべきであると裁判所は考え、判断を回避した。
	<p>(6)第三審では、自衛隊と憲法第9条に関してどのような判決が下されたのか？それはなぜか？</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・判断を示さなかった。
	<p>(1)冷戦という国際情勢の中で、第一審のように自衛隊を違憲とみなし、非武装を保つことは不可</p>	T：発問する P：答える	<p>(多様な答え／解答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可能であった。冷戦という国際情勢の中では、自衛のための武装

	能であったと思うか？		
終			を認めることによって世界の勢力均衡に寄与することが重要であった。よって、第二審の判決のように自衛隊の存在をある程度認めることがより正しかったと思われる。
	(2)冷戦という国際情勢下では「非武装中立」、「自衛隊保持」のどちらが国際平和にとってより現実的かつ有効だったか？それはなぜか？	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> 可能であった。武装せず、またアメリカソ連のどちらにも組せず、核戦争の惨禍を免れることはできた。冷戦下ではむしろ、非武装中立こそが日本の平和を可能にするものだった。よって、冷戦下では第一審判決のほうが正しかったと思われる。 自衛隊保持である。たしかに非武装中立も可能であったが、日本が非武装で中立を保つことによって、世界に非武装を呼びかけることは現実的ではない。冷戦という情勢のもとでは、自衛隊を保持し勢力均衡の一部に参加することが、より国際平和に有効かつ現実的に貢献することであった。 <p>なぜなら、国際情勢はつねに自国の勢力を拡大させる政策を求めており、一方に加担せざるをえないものであるから。</p>
	(3)冷戦下、この自衛隊の違憲論争	T：発問する	

では平和はどのように考えられていたのか？	P：答える	・平和は二通りに考えられていた。一つは非武装により日本の独立と主権を守るという、日本一国の平和を優先する立場である（一国平和）。もう一つは武装することにより、世界の勢力均衡に参加し世界で核紛争が起こらないようにするという、世界平和を優先する立場である（世界平和）。
----------------------	-------	--

小単元④ 冷戦終結後における国際平和

教師の指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
<p>(1)前時では國の平和を考えたが、本時国際社会の平和について考える。</p> <p>(2)資料13を提示し、紛争を年代別、地域別に整理する。</p> <p>(3)なぜ第三世界に紛争が起こっているのか？中東に紛争が絶えない状況を例に考えなさい。</p>	<p>T：配布する P：整理する T：説明する</p> <p>T：発問する P：答える T：説明する</p>	<p>・冷戦終結後、米ソの対立状態は解消したが、アジア、アフリカ、中東などの第三世界における地域紛争、民族戦争が表面化して、今もなお存在している。</p> <p>・中東のように宗教対立による国境が歴史的に変化し、領土獲得のための戦闘が正義とみなされ、軍備に国費を費やすことで、経済が安定しない。また、その経済も、石油を輸出するという貿易によって</p>

入	(4)資料14を提示し、読ませる。	T：配布する P：読む	得られるものであるため、石油獲得のための競争が起こる恐れがある。政治・経済状態が不安定であるため、紛争が絶えない。
	(5)湾岸戦争はどのように展開したか？	T：発問する P：答える	• 1990年8月2日、イラク軍クウェート侵攻、後に併合。侵攻の停止のため、国連が平和的な話し合い、対イラク経済制裁の実行という手段に。イラク軍の軍事行動が停止されず、平和実現の最終手段として1991年1月17日にアメリカを中心とする多国籍軍がイラクを攻撃する。1991年4月24日正式停戦となった。
	(6)湾岸戦争とその後、わが国は国際紛争に対してどのような立場や政策をとったのか、そのとき国際平和についてどのように考えていていたのかについて考える。		
	(1)資料15を提示し、読ませる。 (2)湾岸戦争の最中、ペルシア湾岸に自衛隊を派遣するための「国連平和協力法案」が廃案になった(1990. 11. 8)のは、なぜか？	T：配布する P：読む T：発問する P：答える	• 「国連平和協力法案」の論議において、医療や輸送業務等に関わることが、多国籍軍への後方支援活動=間接的な武力行使となり憲法

			第9条にふれる可能性があった。
展	(3)湾岸戦争の多国籍軍の攻撃が始まつて決定された、避難民輸送のための自衛隊機の派遣が実現されなかつた(1991, 4, 24)のはなぜか?	T:発問する P:答える	・日本が軍事活動の中に入つてまで、人的貢献をする必要がないと国際的には理解され、そのような要請がなかつたために実現しなかつた。
	(4)湾岸戦争の停戦後、自衛隊がペルシア湾に掃海艇を派遣することができたのはなぜか?	T:発問する P:答える	・紛争の停戦によって、日本が武力行使を行なわない保障があつた。ペルシア湾に残つた機雷を処分することで、船舶の安全運航を確保することが世界の願いであり、それに加わることがアメリカによつて要請された。
	(5)資料16を提示し、読ませる。	T:配布する P:読む	
開	(6)「PKO協力法」(「国際平和協力法」)の成立後、カンボジア和平実現のための国連PKO部隊として自衛隊を派遣することができた(1992, 6)のはなぜか?	T:発問する P:答える	・「PKO協力法」の論議の段階で、武力行使に関与する恐れのあるPKFへの参加を見送り、紛争の停止の状態において、非軍事的な面へ関与することを取り決めていた。具体的に日本は医療、輸送、通信、建設等の部門や国道補修工事にあたつた。
	(7)「国連平和協力法案」が審議された時から「PKO協力法」が成立、PKO部隊として自衛隊	T:発問する P:答える	・「国連平和協力法案」の審議された当時は、湾岸戦争があり、まず

	<p>が派遣される間に、日本における平和概念はどのように変化し、国際平和実現のための手段はどのような可能性を持つようになったのか？（「PKO等協力法」の規定を参考にして考えなさい。）</p>	<p>紛争を停止することが平和であるととらえられていた。「PKO協力法」が成立したときは、紛争停止後の被災民の生活を回復することまでを平和の状態ととらえる、あるいは紛争そのものを防ぐことが平和であると考えられるようになった。そのため、日本は軍事行動に直接関与しないことが保障される状況において自衛隊を海外に派遣するという「人的貢献」が可能になった。</p>
終	<p>(1) 「PKO協力法」の成立当初は中立的立場が保障されない、または、紛争の停止が保障されない状況に、自衛隊を派遣することはできないと規定されていた。この法の枠の中で自衛隊が軍事行動に参加するという事態が近い将来やってくると、あなたは考えるか？それはなぜか？</p> <p>また、そのように考えられる平和とはどのような状態を意味しているのか？</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>(多様な答え／解答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊が軍事行動に参加することは考えられない。なぜなら「PKO協力法」は、武力行使を否定する憲法第9条の枠内で成立しており、国際平和実現のための手段であっても、PKOや多国籍軍に参加し、武力行使することは許されないからである。 この時の平和は戦争のない状態（物理的暴力のない状態）を意味している。 ・自衛隊が軍事行動に参加することは考えられることである。「PKO協力法」によって日本が行なう人道的救援活動は、PKFによって戦争のない状態が作り出されて

結			いないと行うことが不可能である。また、被災民を救援する活動中に、やむを得ず武力を行使する可能性もある。そのため、自衛隊が軍事行動に参加することもある程度は必要であると考えられる。この時、戦争のない状態が平和ではなく、人々の生活が保障され、満たされた状態（構造的暴力のない状態）を意味している。
---	--	--	--

小单元⑤ 国際貢献と憲法問題について

	教師の指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
展	<p>(1)日本はどのように国際平和に貢献するべきか？どのような貢献等がありうるか？</p> <p>(2)資料17を配布し、生徒に読ませる。</p> <p>(3)資料17において示された国際貢献等などは憲法問題についてどのように考えられているか？表にまとめなさい。</p>	<p>T：発問する P：考える</p> <p>T：配布する P：読む</p> <p>T：発問、指示する P：表にまとめる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣、物や資金の援助、外交手段など。 <p>(表2、参照)</p>

表2 国際貢献等と憲法問題について

国際貢献の政策		憲法問題について	理由
① 人	・自衛隊の武力を派遣する。	・違憲であるので、憲法を改正するべきである。	・武力の派遣というのは実践の参加を意味することになる。これは完全に憲法の意を外れた行為となるが国際貢献という点では柔軟な対応と解されることもある。

開 開	的	②	・自衛隊の医療技術チームを派遣する。	・武力派遣ではないので、憲法を拡大解釈し、改正しなくてもよい。	・実質的手段として有効武器を持たないという点で憲法枠内で活動ができる。ただ自衛隊を違憲とすれば派遣することそのものが違憲となってしまう。
		③	派	・民間組織を派遣する。	・憲法を改正しなくてもよい。
		④	遣	・個人を派遣する。	・憲法を改正しなくてもよい。
	の の 他	⑤	そ	・物資・資金を援助する。	・憲法を改正しなくてもよい。
		⑥	の	・外交手段（仲裁など）を提供する。	・憲法を改正しなくてもよい。
		⑦	他	・何もしない。	・憲法を改正しなくてもよい。
					・自衛隊派遣を違憲とすると国際貢献という点で一番有効ではあるが、人的援助をしている他国からは非難を受ける可能性がある。
					・上記と同じく有効であるが、実質的援助ではないので、これも非難の対象となりうる。
					・国際貢献以前の問題である。こうした日和見主義は国際社会の中で孤立をしてしまうことになる。

(4)どの立場の考え方が最も理にかなっており、妥当であるとあなたは考えるか？またそれはなぜか？

T：発問する

P：答える

(多様な答え／解答例)

・②が妥当であると考えられる。なぜなら、日本の国際的役割への期待が高まっているのは事実であり自衛隊の派遣はせざるを得ない。しかし、過去の過ちを繰り返さないためには武器を持たせず、平和的に派遣するべきであるから。

	(5)どの立場の考え方が最も理にかなっておらず、妥当でないとあなたは考えるか？またそれはなぜか？	T：発問する P：答える	(多様な答え／解答例) ・①が妥当ではないと考えられる。なぜなら、日本が自衛隊を派遣することは、アジア諸国にとっては日本の侵略ととらえられる。また憲法の改正は戦前の軍国主義に道を開くものであるから。
終	(1)資料18, 19を配布し、生徒に読ませる。 (2)どのようにPKO法案は可決されたのか？また、その法案で自衛隊はどのような制限が課され、派遣されたのか？	T：配布する P：読む T：発問する P：答える	・社会党の牛歩戦術などの抵抗もあったが、強行採決や、自民党、公明党、民社党の賛成多数で成立了。また、5原則が提示されるとともに、携行できる武器は最小限になり、選挙監視などの非軍事的活動に自衛隊が派遣されることになった。
	(3)日本が国際平和に貢献するには、どうするのが最も良いとあなたは考えるか？その場合ではどのような状態を平和であると考えているのか？ またその際、自衛隊を海外に派遣するならば、憲法第9条の問題にどのように対処するか？	T：発問する P：答える	(多様な答え／解答例) ・物資や資金だけではなく、人的援助もするべきである。なぜなら、戦争そのものをなくすだけではなく、被災民のような困っている人々を助けなければ、本当の世界平和とはいえないからである。 (構造的暴力の不在) ・その際には、自衛隊を派遣することが最も望ましいと考えられる。しかし同時に、憲法も尊重すべき

であり、自衛隊は海外で決して武力行使をすべきではない。輸送や医療などの直接軍事的行動に関わらないところで、協力するべきである。

資料およびその出典：

資料1 クラスの平和ー前半部ー

M高校2年1組では、今、いじめらしきものが起きている。F君を中心に5、6人からなる仲良しグループは、A君を「ぱしり」として用いている。しかし、F君は、自らの行いを「いじめ」としては自覚していない。また、クラスの他の生徒の中でも、F君グループとA君の関係を「いじめ」として考えている子もいれば、そうとは考えていない子もいる。というのも、そこには暴力的な行為はまったく存在していないし、F君が暴言をA君に吐くこともないからだ。

資料2 クラスの平和ー後半部ー

しかし、修学旅行が迫ったある日、以前からF君とA君の関係をいじめと考えていたMさんとOさんは彼らの関係をどうにかしない限り、楽しい修学旅行にはならないと思った。なぜなら旅行先でA君が「ぱしり」としてそちらじゅうを走り回っているところを見ていやらな気分になるクラスの友達がいれば、クラスのみんなが楽しんだとは言えないからだ。そこで、二人が話し合った結果、この状況の打開策として腕力に訴えうことになった。彼女たちは、強かった。トイレから出てきた彼女たちの顔は、成就感ですがすがしかった。

資料3 日本国憲法 前文（第2、3、4項）、第9条（樋口陽一『憲法入門』勁草書房 1993, pp.50-51.）

資料4 2つの道（『詳説世界史』山川出版社、1991より作成）

資料5 ポツダム宣言（『新詳説日本史』山川出版社 1993, p.334.）

資料6 総司令部草案（抄）（『政・経資料集』浜島書店 1991, p.52.）

資料7 マッカーサー草案の国際政治的背景（伊藤正己編『日本国憲法の考え方 上』有斐閣新書 1990.）

資料8 憲法第9条の成立過程（大嶽秀夫『二つの戦後・ドイツと日本』日本放送出版協会 1993, p.94.）

資料9 憲法制定当時の世論（『中学社会 公民的分野』日本書籍 1993, p.19.）

資料10 吉田茂首相の憲法第9条解釈（樋口陽一『憲法入門』勁草書房 1993, p.39.）

資料11 戦後世界の動向（近津経史他著『新現代社会』実教出版 1993, より作成.）

資料12 長沼ナイキ訴訟の経緯とその訴訟に対する賛否論（山内敏弘「長沼ナイキ訴訟」『日本史

- 大事典第5巻』平凡社 1993, p.352, および, 1976年8月5日付朝日新聞(夕刊), 1976年8月5日付毎日新聞(夕刊), 1976年8月5日付読売新聞(夕刊), 1976年8月6日付毎日新聞, 1982年9月9日付毎日新聞(夕刊) より作成)
- 資料13 第二次世界大戦の主な国際紛争(『新資料集 政治・経済—私たちのくらし』一橋出版 1994, p.216.)
- 資料14 湾岸戦争の経緯とカンボジアの紛争の経緯(作成)
- 資料15 湾岸戦争後の国際平和実現への日本の活動(作成)
- 資料16 P K O等協力法案 第一章 総則(森英樹「これがP K Oだ」岩波ジュニア新書 1993 pp.213~214より抜粋)
- 資料17 日本の国際平和貢献に対する様々な意見(労働教育センター『海外派兵 自衛隊・国連・P K Oと改憲』労働教育センター 1991より作成)
- 資料18 P K O協力法案の成立(1992年6月16日付朝日新聞)
- 資料19 P K Oと自衛隊(サンダーバードと法を考える会編『君はサンダーバードを知っているか:もう一つの地球の守り方』日本評論社 1992.)

IV おわりに—社会問題史教授の特質—

小単元①～⑤の構成によってクラスの平和, 一国内の平和, 国際平和を通じた論点として暴力対暴力という対立構図を抜け出るための構造的暴力, 積極的平和の概念を導入することで, 構造的暴力のない状態という積極的平和を目指すことがどのようにして行うかが新たな論点になることを認識し, それにもとづいて日本の国際貢献策も新たに評価することができるよう, 上記の単元は組織されているのである。

このような単元の構成は次の2つの特質をもっている。第一の特質は論理的, 理性的に論点を整理することである。平和の感情的情緒的把握が問題ではなく, 平和の論理的把握こそが目的とされる。社会問題についての取り扱いは論理的整理により, その問題が持っている判断基準を明らかにし, それに対して個人がどの基準に従うかを意思決定することができるところになる。第二の特質は平和の政策に関する歴史的構成によって政策立案の判断基準を考察することができるところである。論争問題の論点を歴史的に構成すると, そのときどきに示される判断基準を明示化することができ, その基準と根拠を判断することができるところである。この2つの特質は社会問題史教授の特質を示している。社会問題史教授の特質は論理的, 理性的整理

と判断基準の歴史的構成なのである。

このような特質をもった単元として「国際平和を考える」を作成した。本小論では紙幅の都合で、単元展開の詳細な説明も、資料の提示や解説も加えることができない。また、本単元はプラン段階であり、いろいろな学校で授業を行っていたとき、批判するとともに検討していただくことにより、よりよいものに改良していく予定である。

註

- 1) 池野範男「社会科は何をめざすべきか—社会的世界の合理的拡大ー」『社会科教育』1993年5月号、参照。
- 2) 森分孝治「社会科授業構成の理論と方法」明治図書 1978、参照。
- 3) 小原友行「社会科における意思決定」社会認識教育学会編『社会科教育学ハンドブック』明治図書 1994、参照。
- 4) 見田宗介・田中義久編『社会学辞典』弘文堂 1994、425頁。
- 5) Cf. Allan O. Kownslar, *Teaching about Social Issues in American History*, Boulder: Social Science Education Consortium, 1978.
- 6) 『社会科教育』1995年8月号、1997年8月号、参照。
- 7) 松尾雅嗣『平和研究入門』財団法人広島平和文化センター 1990、参照。
- 8) 上記資料に提示した文献以外に参考にした主要文献は次のものである。
『あたらしい憲法のはなし』文部省 1947。
猪口邦子『戦争と平和』東京大学出版会 1989。
神余隆博編『国際平和協力入門』有斐閣 1995。
小林直樹『憲法第9条』岩波新書 1982。
杉原泰雄『新版 憲法読本』岩波ジュニア新書 1993。
「特集 戦後検証③ いま憲法をどう考えるか」「思想の科学」1995年7月号。
樋口陽一『自由と国家』岩波新書 1989。
古川純・山内敏弘『戦争と平和』岩波書店 1993。
山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社 1992。